

令和4年8月5日

コンビニ払い手数料の改定について

施設を利用する皆様へ

国立乗鞍青少年交流の家

平素は当施設を利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、施設使用料等の支払方法のひとつであるコンビニ払い手数料が下記のとおり改定となるため御案内申し上げます。

ついでには、施設を利用する皆様には御不便をおかけしますが、内容を御確認いただき、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手数料変更の日時と料金

令和4年8月31日まで（現行）：100円 → 令和4年9月1日から：140円

2. 留意点

- ・ 8月31日までに手数料100円で発行された請求書については、9月1日以降も100円のままお支払いいただけます。
- ・ 8月31日までに手数料100円で発行された請求書であっても、金額の変更等により9月1日以降に再発行した場合は手数料が140円となります。（紛失等による変更なしでの再発行については100円のままです。）
- ・ その他御不明な点などありましたら、以下までお問合せください。

以上

<本件お問合せ先>

国立乗鞍青少年交流の家 事業推進係

T E L : 0577-31-1013 Mail : norikura@niye.go.jp